

障害者支援法、332 疾病に拡大

7 月から

厚生労働省は 6 月 10 日、都道府県などに対して、障害者総合支援法の対象となる疾病の範囲が見直されることを周知する通知を出した。

7 月から告示の改正により、障害福祉サービスの対象は 151 疾病から 332 疾病に拡大される。このた

め、都道府県に対して制度周知を求めた。

一方で、7 月以降はメニエール病や神経性過食症などは対象外となる。ただ、6 月 30 日までに支給決定を受けていれば引き続き利用可能だという。

(福祉新聞・第 2720 号 2015 年 6 月 22 日)

公共交通再構築を、高齢者の生活に影響大

初の交通政策白書

政府は 6 月 9 日の閣議で、2015 年版交通政策白書を決定した。人口減少や少子高齢化が進むなか、地方創生に向けた地域公共交通の再構築が喫緊の課題だと強調し、先進的な取り組み事例を紹介した。

同白書は交通政策基本法で毎年国会に報告することが定められており、作成は今回が初めて。

地方では、採算が取れない路線バスやローカル線

の廃止が相次いでいる。白書は、超高齢化社会を迎え、地域公共交通サービスの衰退は高齢者の生活の足に大きな影響を与えると指摘。離島と本土を結ぶ高速船の航路や船に接続するバスの路線を再編し、コスト削減と住民の利便性向上につなげた鹿児島県薩摩川内市の事例などを取り上げた。

(福祉新聞・第 2720 号 2015 年 6 月 22 日)

障害児・者の在宅介護負担軽く

短期入所の相談先まとめる (福岡県作製)

重い障害のある子供を自宅で介護する親たちの負担軽減 (レスパイトケア) につなげるため、県は、短期入所などの福祉サービスを利用する際の相談先をまとめた「レスパイトケア情報ハンドブック」を作製した。親や受け入れ側の福祉施設、医師の声を基に、サービスの申請から利用開始の流れまで把握できるよう基本的な情報を集約している。

県によると、在宅で暮らす県内の重症心身障害児・者は約 1,800 人。ほとんどが寝たきりで、親などの保護者が 24 時間、付きっきりで介護に携わっているのが現状。それでも 2 年前の調査では、回答した 1,059 人のうち、短期入所を利用していると答えたのは約 4 割にとどまり、相談窓口やサービス内容の情報が不足しているとの回答も目立った。

このため、従来は病院と診療所だけだった短期入所の受け入れ施設を介護老人保健施設 (老健) にも

拡大。昨年 12 月までに順次増やし、現在は計 27 施設で受け入れ可能となっている。

また、昨年 7 月から今年 1 月までに障害児・者の親や受け入れ施設の関係者、医師などと協議し、各家庭が必要とする情報をハンドブックにまとめた。

「障害児の親となり何から始めたらいいのか分からない」、「介護や子育てで悩みを持つ方の話を聞きたい」、「経済的支援制度は」など、親たちが抱える悩みや疑問を Q & A 形式で紹介。自宅や通所、短期入所で活用できる福祉サービス、親の会の連絡先も載せた。

A4 判、33 ページ。約 80 万円で 5 千冊作製し、市町村を通じて重症心身障害児・者の世帯に配布しているほか、県のホームページにも掲載した。県障害者福祉課 = 092 (643) 3264。

(西日本新聞・福岡 2015 年 6 月 3 日)